

中用金當座帳

羽出浦庄屋古文書

贊助會員 安部 弥右衛門

これまで発表した羽出浦の庄屋文書によつて、佐伯藩の漁村に対する政策や、漁民の経済生活などがいきさかお伝え出来たかと思う。今日は、社会福祉の制度と施設も全然ない江戸時代に、漁村の人達はどうな仕組みを工風へいたるかを、次にかかげる「中用金当座帳」で紹介申し走り。

嘉永五年八月
中用金當

羽帳出浦

(大福帳式
判紙ニツ折 長帳)

一銀五百目賞
船 源右衛門六
中用口出寸
但伴五郎徳助預
世販人
子十一月改
但三百目之利銀
但月度分之利銀
一
同拾立文
十二月三十七日

(三枚目表)

以下これに準じて解説する。
中用金（なかよしきん）
帳簿は、羽出部落共所有
望六年にかけて書留
一枚目の表にまず村役
人々が、羽出浦の経済
一枚目裏の斜線は、取
完了とは、船宿源右エ門
方伴五郎徳助が運用
する記帳である。

一枚目の表によれば、吉澤方と網方と綱持の名前を連ね、これら人々が、羽出浦の経済を振っていたことが考えられる。一枚目裏の斜線は、取扱いの完了を示すものであろう。その完了とは、船漂在工門か、中用として部落に差出し、それと網方伴五郎徳助が運用し、年余四千九百四分の利子を得て記帳である。

中用金（なかよしきん）と曰、部落の共有金・したがって二方
帳簿は、羽出部落共有金の収支、その操作について、嘉永五年
から翌六年にかけて書留めたものである。
一枚目の表にまず、村役人と網方と綏持の名前を連ね、これら
の人々が、羽出浦の経済を扱つていたことが考えられる。
一枚目裏の斜線は、取扱いの完了を示すものであろう。その
完了とは、般宿源右門が、中用として部落へ差出し、それと網
方伴五郎徳助が運用し、年末にメニヤセタ四分の利子を得て
いる記帳である。
以下これに準じて解釈していくだきたい。

同拾四冬四分 六百目一利
伍 拾九冬四分 月 売事六柒
内 三百匁 貸演一
六百廿九冬四分 有金

メ 式百六拾目	かし付方り
内七拾八枚	
宮、森切	
勇吉へ貸出	

此利 八百九枚に相成	正月廿三日
元利合 売メ九枚	一、式百目
	二月二日 ガレ

一、式百目	二月二日 ガレ
此利銀 梶五枚四分受取	正月廿一日改
此利銀 梶五枚四分受取	二月二日 ガレ
此利銀 梶五枚四分受取	二月二日 ガレ
此利銀 梶五枚四分受取	二月二日 ガレ

木火 総合 三百四拾五枚	二月二日 ガレ
(送) ニカ銀面の裏表紙にて 「世話方 綱持中」とあり 部蔵の共有金であるこの中用 金の管理と運用に及ぶ、綱持 の方の人々が当つていたと思ふ 也。	二月二日 ガレ
(以上成第一冊、次下第二冊を 組み替ることとする。)	二月二日 ガレ
一、式拾式枚	二月二日 ガレ
喜八郎 かし	二月二日 ガレ

次に第二枚目、米麦貸渡と浜運上の帳面である。

(表紙)

嘉永六年
五年辨借米并ニ麦貸渡 浜運上集帳
十二月改 羽山浦

(第一枚目 表)

嘉永六年八月

金貰拾兩 德助より借用

同四兩△同人より借用

同五兩 仁七郎より借用

同拾兩 伴五郎より借用

同五年八月 金七郎より借用

同拾兩 同人より借用

同三兩三分 定七郎より借用

内拾四兩 銀貨高

帳面相認有之△

金申六月廿一日押

虎メ目 德助より借用

七百七拾文 及び金少

或百八文 仁七郎より借用

百四拾五文 金少

或實三百三十三文 金少

(第一枚目 裏)

百拾文又三分五厘 重左衛門

拾八文又六分九厘 六拾七文又六分

口 同月廿日分 地下金 分し分

式拾虎又六分九厘 一借用口 同月廿日分

拾九文又三分五厘 一借用口 同月廿日分

(前) 摂長帳 摂面帳

上掲(表)に並る通り、徳助ら五人の網持及び船持親方から、合計五拾七兩三分を中へなが「部落」が借用した。

そしてこの金子を、部落民一般に部落から貸しつけていた。勿論貸付金には利子をつけたが、その中から貸方に

部落から利子を支払つてゐる。

(裏) ま、部落から貸付けた記録である。

次の第二枚目以下は米や麦の代金及び浜運上などの記録である。(斜線は取立完了を示すものである)

(第二枚目 表)

一麦壹斗 代七又三分七厘 利平

一麦又四分 八月立御米代不足

一六分八厘 浜運上

一拾文又三分五厘

一拾文又三分五厘 金少し分

(第三枚目 裏)

一麦四斗 代九又八分六厘 金治郎

一九又五分 八月立御米代不足

一六分八厘 浜運上

一拾文又三分六厘

一拾文又三分六厘 金少し分

(以下略)

一麦三斗 代九又八分六厘 吉武

一九又九分 八月立御米代不足

一六分八厘 浜運上

一拾文又三分八厘 勅吉

古の記録をみると、色々なことがわかる。まず麦の借受へ替がらの貸貸には、藩庁からの借用、または部落で購入しての貸貸が考えられる。いずれにしても部落が（村役人か）責任をもつての貸貸であるので、このようが記述が行なわれたものである。

御米代とは、疑いもなく正月用の米を、藩庫から拝借し、年三期末分割払いしていくことと考えられる。

次の浜運上とは、浜に村人が漁網、魚、海草などを干す左力、浜使用の税金で、田畠等耕作に課する年貢と並ぶもので、運上銀である。

この時代（嘉永年代）には、城下にも在（農山村）浦へ漁

村にも、若干の金持はあったが、殆んどはその日力生活にも事なく有様であった。

そこで漁民生活の保障、漁村経済の安定を図って、部落が責任を持ち、村の有力者である網方、船持、問屋などの親方に出資してもらつた。その金を一般村民に融通し、期限が来れば役元が元利を取立てて返済する制度をつくつていった。

江戸時代に、漁村には貧困家庭が多くいたと伝えられているが、こんな話がある。

筆者の家の近くに、今だに金比羅丸とも出来網とも呼ばれている家がある。江戸時代干鰯（まどき）を取扱い金比羅丸といふ船で、瀬戸内各地に海産物を積んで往々来し、家は繁昌していった。明治になって船をやめて出来網といふ継親方となつたが、不漁の古の家運が傾きやがて倒産したが、その後も元の使用人たちが

「この家の者は、この家のお蔭で生活を続けて来る」
「たゞだ」

と、日々感謝していくことである。それがこの家が船持ちで、魚の製造、塩蔵、乾燥、荷造、船への積みなどがあり、その貨銀でみんな生活していた。

またこんな話もある。その家の女中が井戸端で米や麦を洗いに行くと、近所の女子衆が待ち受けている。争つてその米麦を洗い、とき汁の濃いところを自分の家に持

ち帰り、それで粥を煮て食べ、飴えをしのいでいたという。それがきわめて感謝の念で語られていた。

その頃の下層社会の貧窮さがうかがえるが、それは毎年襲つて来る風水害、干害、虫害などによる凶作の連續ということがあつたからである。凶作の年にば、広くもなハ周辺の山野は掘り返され、ワラビ、ゼンマイ、ツバキなど、凡そ食用に供し得られる山菜は、ことごとく食い尽くしきと云ふことである。

平地の少ない鶴見半島では、凶作の年などその打撃はよそ以上にひどかつたはずである。陸のものは不作でも磯もの、海のものはあるにはあつたが、しかし飴えから免れるためには、ワラビ、ゼンマイなど、野草山菜の掘りとりの話は、今だに残つてゐる。そのためか、鶴見半島では餓死者などの哀話は残つていない。

前記の米麦のとが汁を貰つたこと、船や網の日雇について得た銀で生活を支えていたことを、むろん恩恵として今日まで語りつがれていることと、異論はあるが、当時の貧しかつた農漁民の生活が察知出来るではないか。かかるのことをふまえて、当時の羽出浦の村役人が、出来る限りの施策を用いたことが、この帳簿の記述でうかがえると思う。

（つづく）